

民間旅客機による米軍の弾薬、小火器類の輸送に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年五月七日

照屋 寛徳

参議院議長 斎藤 十朗殿

民間旅客機による米軍の弾薬、小火器類の輸送に関する質問主意書

那覇空港発関西空港行きの日本航空旅客機に、米軍から弾薬と小火器類など約六十キロの輸送が平成十年一月六日に依頼されていたことが判明した。

右弾薬等の輸送は、貨物の中身や法規制などの確認に時間がかかったことから、結果的には運搬されなかったものの、国民に強い衝撃を与えている。

民間機は、利用者の安全を最優先すべきであり、危険のある武器や弾薬を輸送することは、絶対にやめるべきである。

以上のような事実と経緯に照らし、次の点について質問する。

一、那覇空港から関西空港に向かう日本航空の旅客機に、米軍から弾薬と小火器類など約六十キロの輸送が平成十年一月六日に依頼されていたのは事実か。

1. 事実であるならば、依頼した米軍の部隊名、荷送り責任者、輸送先（荷受人）を明らかにされたい。
2. 依頼された弾薬、小火器類の種類、個数、重量を明らかにされたい。
3. 過去にも在沖米軍から民間旅客機による弾薬輸送の事実があるか、明らかにされたい。

4. 今回、弾薬等の輸送が実現しなかつた理由を詳細に述べられたい。

二、現行国内法、国際法上、民間旅客機による軍事用の武器、弾薬等の輸送は許されているのか。また、許されているならばその法的根拠並びに輸送基準を明らかにされたい。

右質問する。